

第162回 横浜市個人情報保護審議会会議録

<p>議 題</p>	<p><b>1 会議録の承認</b></p> <p><b>2 審議事項</b></p> <p>(1) 交通局職員採用選考に係る業務の委託について</p> <p>(2) よこはまウォーキングポイント事業における追加委託について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。) (個人情報ファイル簿変更届出書を含む。)</p> <p>(3) 民泊制度運営システムの利用及び住宅宿泊事業者の市ホームページへの公表について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。) (個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)</p> <p><b>3 報告事項</b></p> <p>(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告 旧深谷通信所跡地中央広場 防犯カメラ設置・運用</p> <p>(2) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告</p> <p>ア 横浜市屋外広告物許可管理業務</p> <p>イ 横浜市風致地区条例に基づく事務</p> <p>(3) 公の情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告</p> <p>ア 横浜市風致地区条例に基づく事務</p> <p>イ 省エネルギー法に基づく届出等事務</p> <p>ウ 横浜市建築物環境配慮制度に係る届出・認証に関する事務</p> <p>(4) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告 平成29年度(仮称)横浜市政策基礎アンケート調査</p> <p>(5) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託 横浜市ICTを活用した地域医療連携ネットワークセミナー開催支援委託</p> <p>(6) 委託先個人情報保護管理体制 (1件)</p> <p>(7) 個人情報を取り扱う事務開始届出書 (1件)</p> <p>(8) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (17件)</p> <p>(9) 個人情報ファイル簿兼届出書 (1件)</p> <p>(10) 個人情報ファイル簿変更届出書 (9件)</p> <p><b>4 その他</b></p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告 (平成30年1月27日～平成30年2月23日)</p> <p>(2) その他</p>
<p>日 時</p>	<p>平成30年2月28日(水) 午後2時00分～午後4時15分</p>
<p>開催場所</p>	<p>関内中央ビル5階特別会議室</p>
<p>出席者</p>	<p>花村会長、芦澤委員、小嶋委員、土井委員、中村委員、新田委員、糠塚委員</p>
<p>欠席者</p>	<p>加島委員、清野委員</p>
<p>開催形態</p>	<p>公開</p>

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議事項(1)～(3)について承認する。</li> <li>・ 報告事項、その他について了承する。</li> </ul>
議 事	<p>(事務局) 会議に入る前に、ご報告したい内容がございます。      &lt;事案の概要を説明&gt;</p> <p>(花村会長) 極めて遺憾なことが発生してしまいました。職員一人ひとりの意識が低いのかなとも思いました。あれだけしっかり答申を出して、全市的な対応をしようとした矢先のことでもございましたので。何かご意見等がございますか。簡易なことでも構いません。</p> <p>(小嶋委員) 盗難と判断してよろしいのでしょうか。</p> <p>(事務局) 場所的に、前回の神奈川区は外部犯行の線が極めて薄かったですが、今回については外部犯行、内部犯行同じ程度に可能性があると思っています。その上で、端末自体が無くなっているということで、誰かが持ち出したということは確実であるため、盗難としています。</p> <p>(小嶋委員) 現在、警察の捜査中ということですが、どこかにはカメラがついていると思うのですが。</p> <p>(事務局) 鶴見区は、庁内のいずれにも防犯カメラがありません。</p> <p>(糠塚委員) 端末は特定の回線につながないと接続できないということでしたが、それはそのように設計していたけれど、破られる可能性が技術的にはゼロではないですね。</p> <p>(芦澤委員) 盗まれたということで、被害届を出しているとのことですが、動機として何が推測できるかということはどう分析されていますか。そこが重要かと思います。かなりの悪意があってやっていることから、換金性があるんじゃないかなど、いろいろ考えられると思います。つまり、同様のことが今後も起こってくる可能性を認知できるのであれば、ほかの区にもかなり強くこの話をしていかなければいけないと思います。</p> <p>2点目は、鶴見区は良く出てくる名前なので、人事異動を含めて、かなり抜本的な組織の改善というのは取られる予定でしょうか。</p> <p>(事務局) 鶴見区は、誤交付等を含めると4件目になります。確かにいろいろおっしゃったような要因もあると思います。若手の職員が多い職場でもありますし、人事異動も多い職場でもあります。確かに、そういうことも含めてきちんとどうするかをやっていかなければならないと思っております。</p> <p>(芦澤委員) 分かりました。違う局のお話だとは思いますが、それについては強くおっしゃったほうが良い話だという認識を持っています。</p> <p>場所柄、地区柄ということはあるですか。</p> <p>(事務局) 確かに郊外区といいますか、川崎市と接していますので、住民異動は多いです。戸籍課の業務としても、業務量は多いです。したがって、マイナンバーカードの取扱いも多いですし、必然的に職員数も多いです。そういったことはあります。</p> <p>(芦澤委員) 組織文化としての改善というのは、横浜市がすぐにできることだと思います。</p> <p>3点目ですが、21日に判明したということですが、公表までに約1週間かかっています。この1週間というのは適切なのでしょうか。という</p>

のは、放置していたわけではないのですが、もっと早いタイミングで公表したほうがよかったということはないのですか。

(事務局) そうですね、それはあるかもしれません。所管課のほうに聞きますと、国や関係機関との調整、それから78人の被害者の方たちに対してどういったアプローチをしていくのかという検討など、その辺りを含めて時間を要したということです。

(芦澤委員) 今後、同様の事例があった時に速やかに公表できるような想定をして、少しでも公表までの期間を短くするというのが重要かと思います。

(花村会長) 動機のお話がありましたが、いろいろなことを考えています。議論があるところだとは思いますが。あれだけ立派な答申を出して、こういうことを防ごうと思った矢先のことですので、横浜市に対して挑戦をしているとかそういった動機から、先ほど出たように単純に換金の価値があるという動機まで、なかなか難しいとは思いますが。

(新田委員) 以前、住民票を取るためなどに、鶴見区の戸籍課に何日も通った時期がありました。取るのに40~50分もかかることがありました。その間に業務スペースを見ていましたが、雑然としている印象を受けました。マイナンバー関係の窓口のボタンと住民票を取るためのボタンが別にあって、ボタンは違うのですが窓口は一緒に分かりにくい仕切りでした。反対側には保険や年金の窓口があるのですが、全体的にこの階は雑な感じが非常にして、もう少し改善できないものかと思いました。

(芦澤委員) そういう話が経営学的にも最も重要です。企業再生の現場等を見てきましたが、全てそういう現場には問題があり、その事実を踏みこんで捉えた上で、しかるべき人をきちんと配置して、抜本的に改善せよというミッションをどこかから与えて改善してもらいたい話だと思いました。先ほど話した、組織文化を変える、というところなのですが、それも含めて、トップに強く認識してもらい、担当の責任者を明確にして、しかも力のある人を置いて、順次見ながら変えていくというのが早急に必要なのだろうと推測されます。ぜひお願いします。

(新田委員) それからもう一つ、鶴見区役所は古い庁舎なので、狭いという印象があります。いろいろなものがごちゃごちゃと分けることができないスペースしかないという感じもしましたので、庁舎の機能的な部分が古くなっていることもあるのかなと思いました。

(事務局) マイナンバーカードの交付については、新しい業務として入ってきて、場所がないので、一番端の部分、責任職からは全く目が届かない死角になるような場所に設定されている状況でした。

(新田委員) そうです、スペースの一番端のところでしたので、庁舎にも問題があるのかなという気がします。

(糠塚委員) 業務の手順とマニュアル等がいろいろあると思いますが、全市共通のものなのか、各部署で積み重ねたものなのか、どちらですか。

(事務局) 基本的には全市共通のルールがありまして、それに則っているはずなのですが、区によって、これはこのくらいでいいのではないかといった、組織文化のお話もありましたが、そういう緩みがあったんだと

思います。

答申の中でも18区共通のルールを定めるべきということが、一つの柱としてありました。第三者評価委員会の実地調査で、具体的な作業手順、作業レベルのことは現場に任されている部分がかかなりあったのを受けてのことです。

(糠塚委員) 伺っていると、どういうエリアを使っているということで、そのマニュアルが相応しいかどうか変わってくる部分があるようなので、それでローカルルールが出来上がっていくのだと思いますが、それを含めてどこが使いづらくなるのかを検証して、ローカルルール自体の見直しもしないと、恵まれている区役所のルールを共通にしてしまうと使いづらいルールになってしまうので、その場所ごとに精査していかないといけない問題かもしれないなと思いました。

(芦澤委員) この件は継続的に報告していただいたほうがいいような気がします。

(事務局) その点についてはご相談したかったのですが、来月以降の審議会での報告はいかがいたしましょうか。

(花村会長) これはやはり報告していただきたいと思いますが、皆さんいかがですか。

(糠塚委員) 多少なりとも緊張感が出てきますしね。

(花村会長) 加島委員長は本日欠席ですが、加島委員長にもご報告していますよね。

(事務局) はい。

(花村会長) すごくショックだったと思います。鶴見区は今年度、第三者評価委員会で実地調査を行いました。そのあとで神奈川区の事案が生じて、神奈川区についての答申を出して、副市長にも直接説明して、18区統一ルール、各区によって違いがあるとは思いますが、そういった取組をやるうという話をした矢先でした。

それでは、今後も継続的に推移をご報告していただくということで、よろしく願いいたします。

## 【開 会】

(事務局) それでは、ただいまから、第162回横浜市個人情報保護審議会のご審議をお願いいたします。

審議に先立ちまして、本日の定足数についてご報告いたします。

本日は、加島委員及び清野委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、7名の委員のご出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしく願いいたします。

## 1 会議録の承認

(花村会長) ただいまから、審議会を開会いたします。

議事に先立ちまして、事務局からご報告があるようですので、ご説明をお願いします。

(事務局) 前回審議会の案件2 児童手当の支給に関する事務の全項目評価書についてでございますが、評価書の記載内容について、一部不備がございましたので、ご報告いたします。

前回の審議会で特定個人情報保護評価の再評価を2件実施しましたが、そのうち、児童手当の現況届のマイナポータルによる電子申請の手続について、評価書に記載漏れがありました。大変申し訳ありませんが、本日追加の部分についてご説明をして、追記することについてご承認いただければと思います。

再評価の内容としては、今年6月からマイナポータルで児童手当の現況届の申請ができるということで、マイナポータルで申請をした人の電子申請データファイルを新たに特定個人情報ファイルとして保有することになるという内容でした。お配りした資料のとおり、児童手当現況届電子申請データファイルが丸々追加されるということで、前回ご説明しました。このファイルの内容に記載漏れがありましたので、追記した部分を網掛けしています。

マイナポータルでの申請では、自宅等のパソコンからカードリーダーにマイナンバーカードを挿して申請手続きをします。その際、マイナンバーカードの機能である電子証明書を添付することにより、本人確認書類の提出が不要になります。それに伴い、電子証明書の情報もファイルの中に入っていますので、項目として追加する必要があるということで、前回の審議会でも口頭ではご説明していましたが、評価書への記載が漏れていました。

追記した部分ですが、「主な記録項目」「その妥当性」、「情報の入手方法」、「記録項目」、に署名用電子証明書に関する記載を追加しています。

(花村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

特にご質問がなければ、了承するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは了承といたします。

それでは、議事に入ります。

始めに、第161回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何かご意見等はございますでしょうか。

特にご意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

## 2 審議事項

### (1) 【案件 1】交通局職員採用選考に係る業務の委託について

(花村会長) それでは審議事項の審議に入ります。

最初に案件 1 「交通局職員採用選考に係る業務の委託について」のご説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件 1 につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

(小嶋委員) 「5 取り扱う個人情報」の「実施機関での保存期間」ですが、応募受付年度から 30 年です。かなり長期間保存するということですが、何か目的がありますか。市の職員も同じように長期間保存しているのでしょうか。

採用された者のみ保存するというだけでもよいのではないのでしょうか。

(所管課) 保存年数は、横浜市全体での人事採用の保存の規程から 30 年にしています。ここ数年はその見直しはしていません。採用した人も含め、経歴の問合せで古い書類が必要なことがあり、これまでは 30 年保存ということで続けてきました。

(小嶋委員) 私の意見としては 30 年は長いのではないかと思います。また、採用された人のみでもいいのではないかと考えています。それから、この試験は、一度受験して不合格になった人でも再受験は可能ですか。

(所管課) 可能です。

(小嶋委員) そういう点では、応募した人の個人情報も保存しておくということですか。

(所管課) それはあります。

(小嶋委員) 「5 取り扱う個人情報」の「受託者 2」のクレペリン検査判定をする事業者についてです。対象者が「地下鉄の運輸職員及び保守技術員採用選考の応募者」となっていますが、バス乗務員については入らないのでしょうか。クレペリン検査の性質からいうと、バスに乗務する人も対象としたほうが適当だと思います。

(所管課) 特に運輸職員は、採用された後、地下鉄の運転士になることを想定してクレペリン検査を実施しています。バス乗務員についてはクレペリン検査は実施していませんが、採用された後にトラック協会を実施する適正検査を実施しています。採用選考においては、必ずその先のキャリアで必要になっている部分のみを確認していますので、対象を地下鉄運輸職員と保守技術員のみとしています。

(小嶋委員) バス乗務員については採用後、適性検査を実施するということですね。

(所管課) はい。

(芦澤委員) 「事務全体の概要」の【事業の流れ】で、一次の審査は受託者 1 と 2 に委託し、一次の合格者が決まった後、二次の審査は交通局が行う

と思います。(9)の二次選考結果の入力を受託者に任せる必要性は何なの  
のでしょうか。個人情報保護の観点からは、受託者に渡す情報は少ない  
ほうが良いと思います。委託するのは一次選考までにして、二次選考は  
交通局が行う方が望ましいです。また、お金の面からも良いと思います。

(所管課) 二次選考の結果の入力ですが、これまでは二次選考の面接や身  
体検査等は交通局で実施していました。面接官は評価を評価シートに記  
入し、その後交通局人事課の担当者が手入力してエクセルに入力してい  
ました。昨年実績では、二次選考の人数がバス乗務員で180人、地下鉄  
も同等の人数でした。

今後は面接の実施期間に次の募集を行ったり、ほかの職種の一次選考  
を行っていたりするので、担当者が限られている中で業務の繁忙が見込  
まれるため、この入力作業も委託したいと思っています。

(芦澤委員) かなりの量の項目を入力しなければいけないのでしょうか。

(所管課) 実際に受託者に入力してもらう部分は、最終的な評価の部分の  
みとなっています。ただ、二次選考の受験者が多いので、量を考えると  
委託したほうが効率的と考えました。

(芦澤委員) 今の職員の人数で行う困難さやコストを考えた場合、最終結果  
という個人情報を渡してでもそうすべきだと考えているということでは  
ね。

(所管課) はい。

(芦澤委員) 分かりました。それはけっこう重い決断だと思います。そう考  
えているということならばそれでよいかと思います。

「5 取り扱う個人情報」の受託者1「個人情報の種類」で、【採点結果  
一覧】の中に「適正検査結果」という項目が入っています。資料の記載  
の整合性が合いません。「3 審議に係る事務」では一次選考は一般教養  
問題と作文と記載されています。「作文」と「適正検査」という書き方の  
違いはどのように理解したらいいですか。

(小嶋委員) これは二次選考のことですか。

(所管課) 一次選考でクレペリン検査をしていますが、別の適正検査を二  
次選考で行います。二次で行う適正検査結果を記載しています。

(芦澤委員) 作文はどうなるのですか。

(所管課) 作文は紙のみです。紙データに「作文答案」として入れていて、  
電子データのほうに入れてあります。

(芦澤委員) 作文の採点結果を電子データに入力するわけですか。

(所管課) 入力します。

(糠塚委員) 「2 事務全体の概要」の(7)には「作文を入力」と書いてあ  
ります。

(所管課) 入力対象になります。記載が抜けていました。作文の点数も入  
力します。申し訳ありません。

(土井委員) 「2 事務全体の概要」に「大型自動二種免許を保有していない  
人も採用される」とありました。その方針は平成30年度からスタートす  
るのですか。

(所管課) 29年度夏の試験の中で、新たな取組として、未保有者若干数を

雇用した後に交通局が免許を取得させるということを1回実施していません。今までの方針としては、免許を持っている人たちを採用するというものでした。

30年度からは年4回採用を行い、採用人数の割合としては未保有者を多く採用して育成していきます。これまで採用の中心であった免許を持っている人の採用は若干数になります。

(土井委員)「事務全体の概要」で、29年度は5職種合せて900件の応募ということでした。「5 取り扱う個人情報」の「対象者1」の想定件数は1,000名ぐらいでこれまでとあまり変わっていません。今の話だと、倍ぐらいに増えるのではないのでしょうか。

(所管課) 増える見込みではありますが、年4回にするのは今年度初めてなので、想定人数は大幅に上げず、昨年度実績プラスアルファにしています。採用回数を複数回にすることで応募者数の合計が増えることが一番望ましいですが、これまでの応募者数が単純に分散するだけということも想定されていますので、現段階では1,000件としました。

(土井委員) 分散することは分からなくはないですが、免許未保有者がたくさん応募することを想定するなら、もう少し想定人数を大きく見積っても不思議ではないかと思いました。

(所管課) 受験者に来てもらえるかが一番の課題です。迷っている人たちにどうやって情報を伝達して、広報するかが課題です。これまでは転職者をメインにしてきましたので、採用数は確保できるということでした。現時点では、未保有者がバスを目指すところまでどうやって持っていくかが非常に課題です。そのような危機感もあり、これまでの応募者数を超える分には交通局としては非常にうれしいですが。

(土井委員) 超えても委託しているので問題ないですか。

(所管課) はい。

(土井委員)「5 取り扱う個人情報」の受託者1で、紙データを電子化して応募者名簿の電子データを作るのだと思います。その理解で合っていますか。

(所管課) はい。

(土井委員) 電子データには性別がありますが、エントリーシートにはないようです。

(所管課) エントリーシートには性別の本人記載欄を設けていません。

(土井委員) ではどうやって性別は判定するのですか。

(所管課) 選考の段階では性別は使用していません。最終的に採用した後に、性別によって制服の手配が違うので、電子データには性別欄があります。

(小嶋委員) エントリーシートには性別は書かないようになっているのでしょうか。

(所管課) かつては性別欄がありましたが、現在は性別記載欄は設けていません。

(糠塚委員) 性別判断は誰がするのですか。

(所管課) 最終的に必要となる段階になりましたら、本人の申出です。デー

夕作成段階では受託者が入れます。業務や制服対応のために利用する場合は全て本人の申出に基づきです。

雇用する際の提出書類には、性別を確認できるものがあります。制服採寸で記入するシートがあるので、そこには本人申出で性別を記入してもらいます。

(芦澤委員) 性別情報は採用情報としては、いらないのではないのでしょうか。

(花村会長) 性別は採用の可否には全く関係ないのですよね

(所管課) 関係ありません。

(花村会長) ですから、採用情報の中に性別は必要ないと考えていいわけですね。採用した後でどうするかという問題はあると思いますが。採用時に性別は書かないことを徹底したらどうでしょうか。

(小嶋委員) クレペリン検査の用紙には男女に記入するところがあります。そこはどうするのですか。

(所管課) クレペリン検査の様式として定まっている部分については本人に記載してもらっています。交通局で様式を指定できる書類には記載していません。

(芦澤委員) 主観的に判断するのは、どうなのでしょう。

(土井委員) 誤った個人情報登録されたりしませんか。

(芦澤委員) 採用に必要なならば最初に本人に聞くべきだと思います。差別や誤解を防ぐ目的でそういうことにしない方がいいかとは思いますが。

(花村会長) 今回初めてなので、そういう問題があるということを経験していただくとうことでどうでしょうか。

(所管課) はい。

(花村会長) この場で結論は出ないですね。クレペリン検査の性別欄は削除してしまってもいいのではないですか。

(所管課) クレペリン検査の様式についてはこちらで変更することができません。それと読み上げる原稿が決まっています。試験の中で、録音されたCDを使って検査しています。その中で必ず「氏名を記入してください」とか、「性別を男女どちらかにマルしてください」というアナウンスも入ってしまっているので、交通局で削除するのは難しいです。

(花村会長) そういう問題があることを考え、今後どうするか検討してください。

それから、受託者は未定ですか。

(所管課) はい。

(花村会長) 見通しは立っていますか。

(所管課) 候補者はいます。

(花村会長) 受託者の個人情報保護資格が、受託者1と受託者2で異なります。ほぼ念頭には置いてあるということでもいいですか。

(所管課) この業務を受託できる事業者は限られています。

(花村会長) では、受託者が決まりましたら報告してください。

受託者にけっこうセンシティブな個人情報が行きます。非常によく注意しておいてください。

(所管課) はい。

(中村委員)「3 審議に係る事務」の(7)クレペリン検査結果や作文の採点表等の受領や返却は手渡しですか。

(所管課) 手渡しです。

(中村委員)(8)二次選考結果に関しても手渡しですか。

(所管課) はい。

(中村委員)(6)一次選考問題は事前に交通局に送付となっています。郵送か何かですか。

(所管課) メールで電子データをもらいます。

(中村委員)問題等が漏えいする危険性はないですか。

(所管課) 交通局人事課担当者と事業者の担当者のみでパスワードを共有しています。案の段階ではメールでやり取りしていますが、確定版は郵送でサンプルを受領し、内容に間違いがないことを電話で確認して増刷してもらいます。

(中村委員)(1)、(2)で、「(手渡し)」と書いてあったり、(2)は「スタンドアローンの端末で取り扱う」など、非常に個人情報の取扱いについて詳しい記載になっています。(6)以降の記載が少し甘くなっている感じがあります。

(所管課) (1)(2)のように記載を合わせた形で修正します。

(中村委員)受託者2のクレペリン検査のやり取りは「郵送」になっていますが、この郵送は書留ですか。

(所管課) はい。書留です。

(花村会長)では、事務局と調整してより詳細に書いてください。

(新田委員)「5 取り扱う個人情報」で「その日の体調(普段の体調と異なる者のみ記載)」という項目がありますが、よく理解できません。運転中、運転士がある日突然意識不明になって事故を起こすことがあります。クレペリン検査の後、健康診断があるのでしょうか。

(所管課) これはクレペリン検査の実施方法で定まっています。氏名と同様に記載欄があります。その記載時の説明が「普段と体調の異なる者のみ記載」となっているのでこのように記載しています。単純な一桁の計算を繰り返す検査にはなりますが、風邪などの体調不良が波形に反映される可能性もあるということで、その判断材料として記載しています。

身体検査は採用試験でまた別に実施しています。産業医の判定も経て最終的に合否を出しています

(花村会長)ほかに特にご意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長)それでは承認といたします。

(2) 【案件2】よこはまウォーキングポイント事業における追加委託について

(花村会長)次に、案件2「よこはまウォーキングポイント事業における追加委託について」の審議に入ります。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件2につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

(芦澤委員) 今回は委託先を移行するということですが、変更の理由は何ですか。

(所管課) 現在のシステムが大分古くて、世の中のICT技術がどんどん向上してしまいました。これ以上、現在のシステムを改修するのでは対応できないとの判断を会社がしています。廃止するかどこか別のシステムに移すかということになりました。

(芦澤委員) 現在の受託者側からの申出ですか。

(所管課) はい。システムを止めるしかないという話です。

(芦澤委員) 1、2年前から先方からそういう話があり、移行先も見つかったので事業を継続することになったのですか。

(所管課) はい、そうです。

(芦澤委員) 基本的にはアプリベースに変わるのですか。

(所管課) 両方併走します。歩数計は約30万人持っています。その歩数計のシステムを動かした上、更にスマホアプリでの参加も来年度から受け付けます。

(芦澤委員) 将来的にアプリに全面移行を考えてのことではないですか。

(所管課) そうではないです。参加しやすいように二つ目の手法を用意したということです。

(糠塚委員) 退会する場合、どのようなイメージですか。

(所管課) 本人が退会する場合にはそんなに難しくなく、操作できます。ただ、操作では退会できない人もいますので、電話で事務局が本人確認をして退会する手続も用意します。

(糠塚委員) 横浜市で受け付けた場合の退会の連絡はどうなりますか。

(所管課) 横浜市に直接ではなく、受託者が運営する事務局に設けているコールセンターに電話してもらるか、スマホアプリの場合、アプリの中で「退会する」というボタンを押すことになります。歩数計の場合は、システム上では退会操作ができないので、まず事務局に電話をいただき、退会の手続を取ります。

(芦澤委員) GPSでデータを取ろうとすると、その人の足跡を全て追跡できるわけです。恐らくそうならないような工夫をしているかと思いますが、どのようにしていますか。

(所管課) 確かに追跡して、パーソントリップのデータが取れるようなものですが、横浜市のウォーキングポイントのスマホアプリでは、そのデータが取れないように止めています。GPSスタンプラリーとウォーキングコースでは、ずっとGPSを動かして追跡するのではなく、例えば公園や動物園などポイント地点の場所を決めて、そこに行ったときにGPSを動かすと感知してポイントを付与します。ルートを追いかけていくものではありません。

(芦澤委員) ポイント地点からある程度離れると、自動的に追わないように

なっているのですか。それとも、登録者がそのときだけ起動して、1回限りで切れるのですか。

(所管課) 基本は後者です。もしずっとGPSを動かしたまま歩いていたとしても、その場所でポイントを取得するときだけは反応しますが、後追いでデータベースに取っていくことはしないようにシステム上しています。

(芦澤委員) そこが極めて重要な話です。できているということならばいいです。

(土井委員) 「3 審議に係る事務」の写真投稿の欄で、「共同事業者による投稿監視・承認」と書いてあります。これはどういった基準で承認するのですか。

(所管課) 例えば、車のナンバーが映っていたり、ショーウィンドウに人の顔が映っていたり、顔が分かるものは承認しません。有名人の写真も承認しません。かなり厳しくなっています。

(小嶋委員) 身長・体重の情報はどういう理由で必要なのですか。

(所管課) 消費カロリーを計算できる機能があります。何も入れなければ160センチ50キロで計算します。正確にやりたい人はその項目を入れると、自分がどれだけカロリーを消費したかが分かります。

(小嶋委員) 将来的にはビッグデータで利用することは考えていますか。今回の事業で得たデータがあると思いますが、そこまでは考えていませんか。

(所管課) 歩数データは性別と世代別で分析して、毎年、事業検証に使っています。スマホアプリで参加の人も実施します。ビッグデータについてはまだ考えついていません。

(芦澤委員) ここまでくると、民間事業者にとってもけっこう魅力的な事業になっているのではないかと思います。民間への事業の切り分けはどうなっているのでしょうか。けっこうな予算規模ではないかと思いますが。

(所管課) 横浜市の予算で年間約3億円かけています。ウォーキングポイントの事業は横浜市が全部委託で行っているのではなく、現在は横浜市と2つの事業者の3者でやっています。役割ごとにそれぞれがお金を出しています。総事業費は3億円以上になります。

民間企業は、例えばこの参加者が毎月有料で払えばお客様に一部ポイントを返したり、メールで「新しい機械が出た」と知らせて何割かの人を買ってもらわないと、利益になりません。商品を買ってくれた人が自分のデータを見られるというのは、あくまでもおまけのようにして作っています。そこから二つ目の商品を買ってもらうところまでつなげられないと、民間企業はうま味がありません。民間に開放してしまえば、参加者にPRや販促のメールが行くだろうという想定です。

(芦澤委員) 時代がどんどん移ってきていて、ビッグデータにつながる可能性を考えると、けっこうな事業だと思えます。時期を見極めながら、個人情報を含めて、市がやることについて検討されるべき事業かなとは思いました。ここまで育て上げてけっこうな規模になっていてすごいです。

(花村会長) 当初この事業を始めたときは、いろいろな見解がありましたが、

参加者が 30 万人になりました。けっこうな成果と考えていますか。

(所管課) 正直 30 万人いくとは思っていませんでした。横浜市民も健康づくりに関心があって、「やろう」というところにうまくマッチできたのではないかと思います。

(花村会長) 退会した人の個人情報はいつ消しますか。

(所管課) 退会の連絡を入れたら消去します。

(小嶋委員) 亡くなった人のデータはどうするのですか。

(所管課) 亡くなった人と転出した人は、連絡がないと勝手に退会できない状態になっており、課題です。

(小嶋委員) 一定期間利用がなければ削除するとかですかね。

(所管課) それも考えなければいけないと思います。

(花村会長) ほかに特にご意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

### (3) 【案件 3】民泊制度運営システムの利用及び住宅宿泊事業者の市ホームページへの公表について

(花村会長) 次に、案件 3 「民泊制度運営システムの利用及び住宅宿泊事業者の市ホームページへの公表について」の審議に入ります。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件 3 につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(小嶋委員) 「5 取り扱う個人情報」の「個人情報の種類」の欄に「法定代理人の氏名」などがあります。法定代理人に該当する人はかなりいるのですか。

(所管課) 我々が法定代理人を想定していません。法定代理人が付いている人でも事業が実施できると国が定めているため、記載しています。

(芦澤委員) 民泊自体は最近かなり進んでいると認識しています。

今後は罰則等も含めて、申請や登録はどのように進めていきますか。

(所管課) 届け出た事業者は住宅宿泊事業を実施することができます。無届で実施すると、旅館業法違反になります。本来であればお金を取って家に人を泊めることはできない定めになっています。区的生活衛生課などが実態調査して、監視をしていきます。

(芦澤委員) 相当数存在する民泊の届出を促していくに当たり、いろいろな施策があるのだらうと思います。届け出た事業者の取扱いについては出てきました。届出されてない民泊事業者の情報の取扱いは全く関係ないことになりますか。

(所管課) 届け出ていない人は住宅宿泊事業を行えないので、旅館業法違

反の疑いがあります。我々はその人の台帳は管理できてはいません。そういった情報が入れば旅館業法の分野で管理していく可能性はありますが、住宅宿泊事業において今のところ想定はしていません。情報を共有して一緒に指導に当たることは想定されるかと思えます。

(芦澤委員) 全ての自治体の問題だと思うので、実効性のある取組は国としてもいろいろ検討していくと思います。今後そのデータベースの取扱いの考え方も出てくるのかなと思いました。

(所管課) この法律の制定の趣旨は、人を泊めるのには基本的に旅館業法の許可が必要です。けれど、特別法の位置付けで住宅宿泊事業法を制定し、許可よりは簡便な届出の形で、制限はありますが、適法に人を泊められるような制度設計をしています。今まで許可を受けずに民泊のようなことをしていた人も、これを機に届出をしてもらおうということです。そういった流れにしっかりと乗ってこない事業者は旅館業法違反で、保健所で取締りをしていくという棲み分けでやっていきます。

(芦澤委員) 民泊を営む人が皆届出をしていないと実効性がない話になってきます。今回の審議の範囲はそこまで含まれていないということでしょうか。

ホテルは健康福祉局が所管ですか。

(所管課) 健康福祉局は保健所を包含しています。その保健所が旅館業法に基づく許認可業務を行っています。

横浜市の場合は1保健所18支所体制で、各区に福祉保健センター生活衛生課があります。そこで実際の旅館の許可はやっています。

この民泊の届出は、健康福祉局生活衛生課で一元的に受付を行うようになっています。

(糠塚委員) 「3 審議に係る事務」で、システムに直接入力する事業者もいれば、紙ベースで届け出る人もいます。紙ベースの場合は局の生活衛生課の職員がシステムに入力すると理解しています。定期報告も同じ取扱いだと思えますが、入力するとは資料に書いていませんでした。

(所管課) 我々で受理してシステムに入力します。

(糠塚委員) そこは資料に書いてください。

(所管課) はい。

(糠塚委員) ホームページへの公表については、「廃止の届出があったら削除する」と書いてあります。ホームページから個人情報削除した場合、それに連動してシステムからも削除するのですか。それとも、今後のために、システムの情報は保存するのでしょうか。

(所管課) 法律で、一つの住居で合計年間180日しかできないと決まっています。A事業者がこの物件でやって廃業し、B事業者が入った場合は、合わせて180日です。そのため、保存しておく必要があるのですが、すぐには廃棄しません。個人情報の関係で住基システムを見ます。その確認をした証明のために、7年間は保存しておかなければなりません。その関係で、届出書の保存年限は10年にしています。10年保存して廃棄することを考えています。

(糠塚委員) 書き方としてどうですか。

(花村会長) 常用ということですか。  
(糠塚委員) はい。  
(所管課) 日々使うものは常用で続いていきますが、廃棄する場合は今言ったような手続です。  
(花村会長) 廃業したときに、その事業者の個人情報10年までは残るとい  
うことですね。  
(所管課) 常用を外れた後10年です。  
(花村会長) それは書いてありますか。  
(事務局) 一旦届出をすると有効期限や更新がないと聞いていますので「常  
用」と書きました。今の話だと、廃業の届出があった場合は、その業者  
については10年ということなので、追記します。  
(花村会長) AとBの二つの業者が話し合いで90日ずつという対応はできるの  
ですか。  
(所管課) 物件ごとに建物番号で確認して行います。  
(花村会長) それでもできるわけですか。  
(所管課) 同時に届出はできません。  
(花村会長) やはり1物件一つの届出ですか。  
(所管課) はい。  
(花村会長) 市議会でも民泊条例が可決されたかと思いますが、民泊法に市独  
自の規制を追加していました。反対意見はどのくらいあったのですか。  
(所管課) 関連するところですが、中身までは把握していません。  
(事務局) 条例は別の局が提案していますので、申し訳ありませんが詳し  
い内容は健康福祉局では分かりません。  
(花村会長) 国は何と言っていますか。地方自治体で制限してしまったら、  
民泊が活性化しないのではないかという意見もあるでしょう。  
(事務局) 国のほうは制限することはあまり好ましくないと考えているよ  
うです。  
(花村会長) ほかに特にご意見がなければ、承認とさせていただきたいと思  
いますが、よろしいでしょうか。  
(各委員) <異議なし>  
(花村会長) それでは承認といたします。

### 3 報告事項

- (1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告  
旧深谷通信所跡地中央広場 防犯カメラ設置・運用
- (2) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての  
報告
  - ア 横浜市屋外広告物許可管理業務
  - イ 横浜市風致地区条例に基づく事務
- (3) 公の情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告
  - ア 横浜市風致地区条例に基づく事務

イ 省エネルギー法に基づく届出等事務

ウ 横浜市建築物環境配慮制度に係る届出・認証に関する事務

(4) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告

平成29年度(仮称)横浜市政策基礎アンケート調査

(5) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託

横浜市ICTを活用した地域医療連携ネットワークセミナー開催支援委託

(6) 委託先個人情報保護管理体制(1件)

(7) 個人情報を取り扱う事務開始届出書(1件)

(8) 個人情報を取り扱う事務変更届出書(17件)

(9) 個人情報ファイル簿兼届出書(1件)

(10) 個人情報ファイル簿変更届出書(9件)

#### 4 その他

(1) 個人情報漏えい事案の報告(平成30年1月27日～平成30年2月23日)

(2) その他

(花村会長) それでは、次に、「報告事項」及び「その他」に移りたいと思います。まず「3 報告事項」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日の追加配付資料をご覧ください。内容につきましては、担当係長からご説明いたします。

なお、個人情報漏えい事案につきましては、配付資料により内容をご確認いただき、疑問点等があればご連絡いただき、というかたちでお願いいたします。

報告資料ですが、(1)から(5)が類型案件の報告です。

(6)は、昨年10月にご審議いただいた食品ロスのモザイクアートの作製に関する案件について、当時未定であった委託業者が決まったということで、委託先個人情報保護管理体制が報告があったものです。

(7)から(10)は所管課から届出が出ているものです。(8)～(10)で、変更届等の件数が多くなっています。毎年4月に機構改革等により個人情報を取り扱う事務開始届の変更等があった場合、届け出るよう依頼したことに伴うものです。所管課からは昨年4月に提出されていますが、全区局からの届出が市民情報課に提出されますので、順番に内容を確認し、終わったものから毎月報告していますので、この時期になってしまったものです。

漏えい事案について、1件個別に公表している案件があります。市立小学校で、7月28日に子供の健康手帳を自席近くに置いたままにし、夏休み中そのままにしていました。夏休みが終わった後に、その健康手帳がなくなってしまったという案件です。管理体制上非常に問題があったといえます。ご報告は以上です。

(花村会長) 報告を受けて、特に個人情報の漏えい事案については、後で確認して意見があれば、連絡するという形にしていますが、本来は、確認

	<p>して「この件はどうだろう」と考えなければいけません。実際はあまり詳しく確認せずに終わっています。</p> <p>例えば今、市立小学校の健康手帳の所在不明は重要な案件です。我々は報告を受けてそのままになっていますが、今後は必要があれば取り上げた方がいいのかなと気になります。以前、漏えい事故をどうやって防いだらいいか、もう少し工夫しなければいけないのではないかという御意見もありました。</p> <p>こういう漏えい事案が発生した場合は、報告して終わりになってしまうのですか。</p> <p>(事務局) 横浜市では漏えい事案は全件報告になっています。各局も報告する際は、かなり深刻に受け止めていると思います。実際の記者発表もしていますので、所管課でその時は深刻に受け止めても、どこまでその意識が続いていくのかということはあるかだと思います。</p> <p>(花村会長) ほかに特にご意見がなければ、了承とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) &lt;異議なし&gt;</p> <p>(花村会長) それでは了承といたします。</p> <p>本日予定された議事は以上ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。</p> <p>次回の日程でございますが、3月22日木曜日、午後2時から、関内中央ビル5階特別会議室、本日と同じこの場所で開催を予定しております。後日ご連絡を差し上げますが、どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(花村会長) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p> <p><b>【閉 会】</b></p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 第162回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第162回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は平成30年3月22日(木)午後2時から開催予定</p>

本会議録は平成30年3月22日第163回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 花村 聡